



実習が終わり、三者面談お世話になります!



第1回就業体験実習および校内実習が終わりました。

1年生は、初めての校内実習となり、1日立ちっぱなしの作業や、蒸し暑い外での作業などでくたくたになって家に帰ったと思います。しかし、これらの経験を積み重ね、体力、忍耐力、集中力、持続力などを向上していけるようになって欲しいと思います。同時に、職業観や勤労観を持てるように、ご家庭で将来についてや、働くことについてたくさん話し合えると目標が明確になり、取り組み方に変化が出てくると思われます。



2年生は、初めての校外実習でした。緊張して思うようにできなかった生徒や、順調に終了することができた生徒がいました。どちらの生徒も、課題点を再認識したり、失敗した原因や成功した要因を振り返り、次回の校外実習に生かせるようにしていくことが大切となります。



3年生は、特に継続して同じ場所にて実習を行っている生徒は、今回で見極めてもらい内々定をもらえる生徒も出てくるかもしれません。そのほかの生徒も、今回の実習で好評価をいただき、2学期も継続で実習ができると内々定に近づけると思います。



三者面談



6月23日(水)から6月30日(水)の期間において三者面談が行われます。2、3年生は、実習の評価確認や次回の実習の検討などが行われます。是非、進路についてご家庭で話し合っておくことをおすすめします。「本人、保護者の希望」「学校の考える適正」等を考えて次回の実習先候補を挙げさせていただきます。

1年生は、夏休みに家庭訪問を行います。学校での様子や校内実習での様子などが伝えられると思います。また、進路をどう考えているかお知らせいただくと、今後の参考にしていただけますのでよろしくお願いいたします。

前高特保護者が知っておきたい進路知識No. ③

一般就労について

昨年度の本校生徒の進路先で、一般就労したものは全体の56.5パーセントでした。昨年度の正社員雇用は1名のみ。後は全てパート採用となります。（※パート採用でも、数年後に経験を経て正社員になれるケースは多々あります。）

基本的に【障害者雇用】での採用となっています。まず、【障害者雇用】とは何か説明します。

障害者雇用とは、障害者雇用促進法に定められている「障害者雇用率制度」に基づく雇用のことです。従業員を43.5人以上雇用している民間企業は、1人以上の障害者を雇用しなければなりません。公的機関も同様に障害者雇用率が定められています。そのため、事業主や公的機関などが、障害のある方を対象にした採用枠である「障害者雇用枠」を設けています。この「障害者雇用枠」を使って、本校の生徒たちは就労をしていきます。しかし、労働者として働くためには、原則として自治体から発行された障害者手帳（療育手帳）を所有している必要があります。各学年主任に確認し、全員取得されていることが確認できましたので、この部分はクリアされています。

ただ単に企業が採用しているのではなく、下線部の障害者雇用率を達成した企業へは、いろいろと優遇措置があるということを知ってください。その一つが、特定求職者雇用助成金です。雇った方の障害や会社の規模によって、助成される期間や支給金額が変わってきます。短時間労働でなければ、助成期間は1年から2年間、支給額は50万円から120万円です。さらに、雇用率を達成しているにもかかわらず多く採用している企業には、一人オーバーするごとに調整金や報奨金が支払われるシステムとなっています。逆に未達成の企業には、一人につき5万円の納付金を支払わなくてはなりません。

また、3年生の7月頃に、就労希望者と就労継続A型を利用するものに対して、群馬障害者職業センター職員が来校し、重度判定というものを行います（※全員ではありません。面接や簡単な作業を行います）。障害が重い軽いではなく、仕事や生活をしていく上で支援が必要かどうかの判定です。そこで、重度判定『適』と判断されると、助成金の上乗せがあり、助成期間は3年間、支給額は240万円となります。

すなわち、本校の生徒を採用していただくメリットを企業側に理解していただくとともに、各関係機関とも連携し長く働いていけるようバックアップ体制もしっかり築き、就労に繋げていきます。

※次回、「特例子会社とは？進路を決めていく手順について」